

氏名 (法人にあっては名称)	エネラボ株式会社
住所	大阪府大阪市中央区北浜3-1-22 あいおいニッセイ同和損保 淀屋橋ビル9F

自社等発電所(*1)の有無	無		
電気事業の概要	<p>小売電気事業                  関西エリア・四国エリアを中心に高圧・低圧の電力の供給を行っております。                  新しい取り組みを積極的に取り入れていくことを目指し営業活動を行っております。</p>		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	<p>システム導入で需要家への電気使用超過通知を可能にしております。                  現在社用普通車はプリウス等のハイブリッド車を使用しています。                  今後購入およびリースを行う社用車は電気自動車を検討します。</p>		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2021年度)	0.459 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.459 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	当年度目標 (2022年度)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	短期目標 (2024年度)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	長期目標 (2032年度)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	(目標に係る措置の考え方)		
	非化石証書の購入。		

\*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。  
 \*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量(基礎二酸化炭素排出量)を市内への電気の供給量(電気供給量)で除したものをいう。  
 \*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2021年度)	なし (千kWh)	なし (%)
	当年度目標 (2022年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2024年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2032年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
(目標に係る措置の内容)			
自社発電所の保有無。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2021年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2022年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2024年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2032年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
(目標に係る措置の内容)			
積極的に再生可能エネルギーに関する入札に参加します。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	未利用エネルギーに該当する発電所との契約について、まずは積極的に入札に参加します。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	自社発電の保有無。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	需要者に対し、自身の30分値等の使用状況を開示しています。また、あらかじめ設定した使用電力を超えた場合アラームメールを需要者に送付する機能を提供し電気の使用抑制を促しています。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	特になし。		

\*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

\*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

\*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量、他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量及び購入した環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

\*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

\*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。